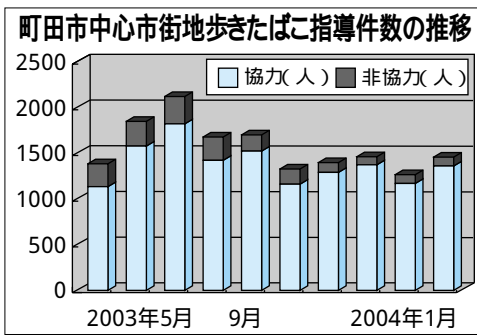
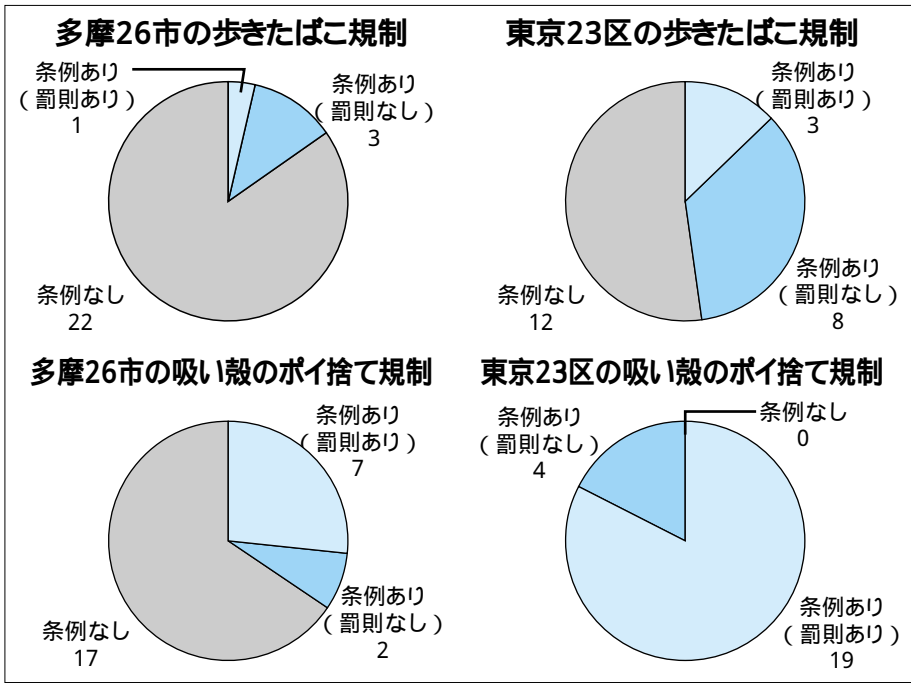


**市の将来都市像**  
多摩丘陵にはばたく  
市民文化都市



町田市では、1999年4月から吸い殻のポイ捨て禁止(罰則あり)条例をスタートさせ、歩きたばこの規制を規定しているのが歩きたばこが3区、吸い殻のポイ捨てが19区です。

町田市では、1999年4月から吸い殻のポイ捨て禁止(罰則あり)条例をスタートさせ、歩きたばこの規制を規定しているのが歩きたばこが3区、吸い殻のポイ捨てが19区です。

町田市では、1999年4月から吸い殻のポイ捨て禁止(罰則あり)条例をスタートさせ、歩きたばこの規制を規定しているのが歩きたばこが3区、吸い殻のポイ捨てが19区です。

**中央会場 4月17日(土)**  
東京自治会館(府中市新町2-77)  
時間 午前10時～11時30分  
府中駅周辺  
時間 午前10時～午後3時  
内容 啓発物の配布、清掃活動など

**町田会場**  
小田急カリーオン広場ほか  
日時 4月18日(日) 午前10時～午後0時30分  
内容 オープニングセレモニー、啓発物の配布、清掃活動など  
JR横浜線成瀬駅周辺  
日時 4月20日(火) 午後3時～5時  
内容 啓発物の配布、清掃活動など

4月17日～23日  
**喫煙マナーアップキャンペーン**  
～広げよう みんなの心に 喫煙マナー～

多摩26市及び東京23区では、1997年頃から環境美化の促進や良好な都市環境の形成を目的に、たばこの吸い殻や空き缶等ごみのポイ捨て禁止を中心とした条例による迷惑喫煙への規制が始まりました。

多摩26市と東京23区との取組状況

**教育委員に 富川快雄氏**  
4月1日付で、教育委員に富川快雄氏(昭和10年生まれ、69歳)が再任されました。任期は4年です。

市ではストーカー行為、配偶者による暴力や児童虐待の被害者を支援するため、住民基本台帳の不当な利用を拒否できる要綱を定め

4月1日から施行しました。要綱では、支援を実施するにあたり、支援希望者は、ストーカー規制法等に基づき、警察署等への被害届が出されていることなどを前提にして、市に「支援申出書」を提出。市は警察署等と連携して、申し出が相当であるときは、住民票の写しなどの交付に関して請求理由を厳格に審査するほか、ストーカー行為等をしたものがこれら証明書の交付や閲覧を求めた場合に、請求を拒むことができることを規定しました。

**常勤監査委員に 今村了氏**  
4月1日付で、常勤監査委員に今村了氏(昭和9年生まれ、69歳)が就任しました。任期は4年です。今村氏は公認会計士です。

**市議会選出の監査委員に 伊藤泰人氏 川畑一隆氏**  
4月1日付で、常勤監査委員に今村了氏(昭和9年生まれ、69歳)が就任しました。任期は4年です。今村氏は公認会計士です。

町田市庁舎問題検討委員会から町田市庁舎建設の基本的方向について報告書が答申されました

**選挙管理委員会委員長に 柚木主則氏**  
選挙管理委員会に渡邊重男氏、盛永勝也氏、鈴木覺氏、同職務代理人に盛永勝也氏が選出され、同日付で就任しました。

**選挙管理委員会に 渡邊重男氏 盛永勝也氏 鈴木覺氏**  
選挙管理委員会に渡邊重男氏、盛永勝也氏、鈴木覺氏、同職務代理人に盛永勝也氏が選出され、同日付で就任しました。

**町田・相模原 業務核都市 基本構想 が同意されました**  
国の第5次首都圏基本計画において、町田市と相模原市を中心とする地域は「広域連携拠点」として育成・整備されることになり、両市は業務核都市として位置づけられました。これを受けて、東京都と神奈川県が共同で作成に取り組んでいた「町田・相模原業務核都市基本構想」が、3月30日に国土交通大臣をはじめとする主務大臣の同意を得ました。今後は、この基本構想に基づき、新しい都市生活価値を創造し、快適で豊かな生活の実現をめざして、関係機関とともに業務核都市としてのまちづくりに取り組んでいくこととなります。

基本構想は、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)、東京都都市整備局開発プロジェクト推進室(都庁第一本庁舎21階中央)、町田市立図書館、市政情報やまびこ、町田市企画調整課で閲覧できるほか、東京都都市整備局のホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

問 東京都都市整備局開発プロジェクト推進室 ☎03・5388・3247、または町田市企画調整課 ☎724・2103

町田市庁舎問題検討委員会から町田市庁舎建設の基本的方向について報告書が答申されました

市では、2002年12月、市長の付属機関として、学識経験者、公募市民等の19人で構成する「町田市庁舎問題検討委員会」(委員長高見澤邦郎、東京都立大学大学院工学研究科教授)を条例に基づいて設置し、庁舎建設の基本的方向について諮問しました。

委員会は全17回開催され、このほど報告書が市長に答申されました(写真)。

報告書の概要については、本日の広報に折り込まれている第2部「庁舎問題特集号」をご覧ください。

問 企画調整課新庁舎担当 ☎724・2103

町田市庁舎問題検討委員会から町田市庁舎建設の基本的方向について報告書が答申されました



# 小田急線町田駅改札内に トイレが新設されました

## 車いす、オストメイト、子育て設備に配慮しました

小田急線町田駅改札内のトイレが完成し、3月20日から利用を開始しました。町田駅は、新宿駅に次いで乗降客(1日約28万人)が多く、改札内のトイレ整備が望まれていました。

このトイレには、オストメイト(=注1参照)対応の多目的トイレ(車いす対応型)を男女別に設置するとともに、オムツ替えシートや乳児を座らせるベビーチェアを設けています。工事は、小田急電鉄が鉄道駅バリアフリー化事業として実施しました。2000年度のエレベーター整備と同様に、整備の一部に市と都が補助を行っています。なお、東口改札の外にあるトイレは存続されます。



新設されたトイレ



様々な機能が整備されました

注1 病気等による人工肛門・人工膀胱保有者をオストメイトと呼びます。全国で20万人以上の方がおられます。

補助事業についてのお問い合わせは福祉総務課(☎724・2133)724・1187)へ。

市教育委員会では、本年1月に学校長、父母代表、学識経験者等で構成される「第9期町田市学校給食問題協議会」(会長 小川裕子氏)を設置し、教育委員会で策定した「町田市立中学校給食実施計画」について諮問しました。

# 「町田市立中学校 給食実施計画」 について答申がありました

に答申がありました。実施計画策定までの経緯

教育委員会は、中学校の生徒についても給食を実施して欲しいという根強い保護者からの要望に對して、今まで、廃校になった小学校の給食室を再利用する方法、あるいは市内に1箇所センターを新設する方法などを検討してきました。しかし、調理施設の能力の問題、市の財政事情などから、新たな方法として、民間委託による「弁当併用外注給食方式」を採用することにしました。

衛生面 調理業者の施設については、衛生管理の基準を設け徹底していきます。

給食の申し込み 事前に生徒、保護者に献立表を配付し、月単位で学校を通して申し込みをしていただきます。なお、保護者の方には給食費として食材費相当分を負担いただきます。

教育委員会は、調理、配送の業者を募集します。詳細は改めて広報に掲載する予定です。問学務課 ☎724・2177

# 幅広い参加型の成人式 「二十祭まちだ」が 成人式大賞審査委員会特別賞 を受賞しました

若者たちによる実行委員会が企画・運営する成人式の新しいカタチ「二十祭まちだ」が、「第4回成人式大賞2004」(新成人式研究会主催、文部科学省後援)の審査委員会特別賞を受賞しました。



報告に訪れた実行委員の皆さん

昨年度の「二十祭まちだ」はスリットダンスコンテスト、「サッカーのまち、町田」展、こだわ

り市場、フットサルやバスケットボールのスポーツ大会、プラネタリウム番組制作などを企画・運営し、成人式当日は、町田市出身の元日本代表サッカー選手北澤豪さんから熱いエールが送られ、新成人は、自分たちの主張を音楽に乗せて披露しました。

3月19日に実行委員の若者たちが町田市長に受賞の報告をし、次回に向け決意を新たにしました。問社会教育課 ☎724・2756

昨年度の「二十祭まちだ」のステージ



新設された真光寺市営住宅



屋上緑化された集会所棟

# 真光寺市営住宅の 入居が始まりました

昨年9月に募集した真光寺市営住宅(真光寺2丁目18番1)の入居が4月1日から始まりました。この市営住宅は、北東側が川崎市に隣接し市境沿いに尾根道があり、北西側には前面道路を挟んで戸建て住宅が建っています。全体の構成は1号棟30世帯、2号棟30世帯、3号棟40世帯(2DK50世帯、3DK50世帯)と集会所棟となつていきます。また、ユニバーサル・デザインによる「全ての人のためのデザイン」の考え方を導入し、集会所棟は市営住宅で初めて屋上緑化がされています。なお、現在入居募集は行っておりません。問住宅課 ☎724・1130

# 国民健康保険税率等の 改定について

市の国民健康保険は約7万5千世帯、約14万人の方の健康保持・増進を支えています。しかし、国民健康保険財政を取引巻く環境は、急速に進む高齢化に伴う医療給付費の増加や、長引く景気低迷による税収への影響などで非常に厳しいものとなつてい

ます。国民健康保険は、医療分と、保険税、国庫負担金等により賄つ

40歳以上65歳未満の方に負担していただいている介護分がありま

す。医療分については、平成8年に現行税率等に改定して以来、税率等の改定は行っておりませんが、介護分は、国へ支払われる介護納付金の額に伴って毎年税率等を改定しています。本来、国民健康保険の運営は、町田市では、一般会計からの繰入金が増加していることから、これを是正し、国民健康保険財政を健全で安定したものにすため、平成16年度の国民健康保険税から表4のとおり税率等を改定しますのでご理解下さるようお願いいたします。問国保年金課 ☎724・2124

### 表1 医療給付費 千円

12年度	13年度	14年度(11か月分)	15年度見込	16年度見込
14,929,525	15,493,907	14,996,784	18,497,307	19,565,029

### 表2 介護納付金の額 千円

12年度	13年度	14年度	15年度見込	16年度見込
1,037,297	1,212,111	1,290,875	1,515,850	1,856,363

### 表3 国民健康保険事業への一般会計からの繰入金 千円

12年度	13年度	14年度	15年度見込	16年度見込
2,700,000	3,349,396	2,527,190	3,114,762	3,356,032

### 表4 国民健康保険税率等

	医療分		介護分	
	改定前(平成15年度)	改定後(平成16年度)	改定前(平成15年度)	改定後(平成16年度)
所得割額	4.85%	5.00%	0.95%	0.99%
均等割額(1人当たり)	22,200円	23,400円	6,600円	7,200円
平等割額(1世帯当たり)	12,000円	変更無し	2,700円	変更無し
限度額(1世帯当たり)	530,000円	変更無し	80,000円	変更無し

#### 国民健康保険税の計算の仕方

例 3人世帯の場合  
80歳の母 平成15年の総所得額 1,000,000円  
50歳の世帯主 平成15年の総所得額 1,200,000円  
45歳の妻 平成15年の総所得額 0円

#### 医療分

母親の所得割額 A ¥1,000,000円 - 基礎控除330,000円) × 0.05 = 33,500円  
世帯主の所得割額 B ¥1,200,000円 - 基礎控除330,000円) × 0.05 = 43,500円  
妻の所得割額 なし  
均等割額(C) 23,400円 × 3人 = 70,200円  
平等割額(D) 12,000円  
医療分年税額 A + B + C + D = 159,200円

#### 介護分

世帯主の所得割額 E ¥1,200,000円 - 基礎控除330,000円) × 0.0099 = 8,613円  
妻の所得割額 なし  
均等割額(F) 7,200円 × 2人 = 14,400円  
平等割額(G) 2,700円  
介護分年税額 E + F + G = 25,713円 = 25,700円  
平成16年度国民健康保険税 184,900円(159,200円 + 25,700円)  
国民健康保険税の控除は、所得税や市都民税に適用されている扶養控除や医療費控除などの各種控除は適用されず、基礎控除(33万円)の適用だけとなります。



# 町田市廃棄物減量等推進審議会から「ごみの有料化」について答申されました

問ごみ減量課 ☎797・0530

## 答申の概要

### 1. 有料化の背景と必要性

#### (1) 町田市のごみ処理の現状

ごみ排出量の総量が増加傾向にある。

1人当たりの家庭ごみ・資源総排出量はここ数年減少していたが、2002年度においては増加に転じている。

2000年度までは資源化率は伸びてきたが、ここ2年間は低下している。

最終処分先を市外(日の出町の三多摩地域廃棄物広域処分場)に依存しているが、その残余年数が限られている上に、新たな最終処分場の整備も困難な状況にある。

- (2) 削減の手段としての有料化の必要性

市においては従来より資源の分別収集、分別の徹底や減量化への呼びかけ等各種の取り組みを行ってきたが、前述のようにごみ排出量は増加に、資源化率は低下に転じており、これまで以上に強力な取り組みが必要である。

ごみの減量化・リサイクル推進のためには、ごみに対する市民意識の向上が不可欠であり、従来の手法よりも強力に意識改革を促進できる取り組みとして「ごみの有料化」の導入があげられる。

ごみの有料化とは、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ減量やリサイクル

### 2. 有料化の制度内容のあり方

#### (1) 有料化の対象範囲

家庭ごみのうち「可燃ごみ」「不燃ごみ」については、有料化の対象とすることが必要である。

「資源」及び「有害ごみ」については、リサイクル推進や分別徹底の観点から、従来どおり無料とすることが適当である。

また、事業系ごみについては、法律上事業者の責任で処理することとされており、自主的に回収ルートを設定し費用を負担すべきであるが、少量排出事業所については一定量の限度を設けて市が収集・処理することも考えられる。その場合は「可燃ごみ」と「不燃ごみ」を有料化の対象とし、処理業者による収集を行っている一般的な事業所と不公平を生じないような料金設定を行うことが適当である。

生活保護受給世帯等の社会的弱者にとつて過度な負担増とならないよう、また、環境美化等のボランティア活動の制約とならないよう、減免措置を講じる必要がある。

#### (2) 収集方法等

現在の「ステーション方式」は、「排出者を特定しづらく、違反者に対する指導を行うことが困難」「当該地域以外からの持ち込み(不法投棄)といった課題があるため、排出者の責任を明確化し、有料化と併せてごみ減量効果をより一層高めるために「可燃ごみ」「不燃ごみ」については「戸別収集方式」への変更が適当である。ただし、その場合は収集作業の効率化を図り、可能な限りコスト増加を抑制する必要がある。

なお「資源」及び「有害ごみ」については、収集コスト・作業量等の課題を整理した上で望ましい収集のあり方について検討を行うことが適当である。

さらに、集合住宅については「ステーション方式」によらざるを得ないことから不公平感の緩和について検討することが必要である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

#### (3) 手数料の設定

主な手数料体系のうち「超過量従量制」及び「二段階従量制」については、一定量までは無料または低額であり負担感が少なく歓迎される。しかし、無料または低額の指定袋等をあらかじめ世帯人員等に応じて配布することは町田市のような大都市での対応は難しい。さらに、無料または低額とされる一定量については、減量への動機づけが働かないという難点がある。そこで、町田市で実施可能なあり、ごみ排出量に関わらず減量化への動機づけが働く方式として、「単純従量制」を採用することが適当である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

#### (4) 手数料収入の運用方法

手数料収入の運用に当たっては、収支の状況や使途が市民にとって理解しやすい方法を採用する必要がある。そこで手数料収入のうち経費を除いた分を基金として積み立て、ごみ減量・リサイクルに係る施策や施設整備の経費として用いることが適当である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

#### (5) 市民への普及啓発

実施にあたっては、その背景・必要性・効果等について十分な啓発を行うことにより、ごみ処理費用負担に対する理解を形成することが必要である。特に、有料化が「税の二重取り」ではないかという市民の疑問に対しては、ごみ処理への二重負担を求めないものではなく、排出量に応じた公平な費用負担システムへの転換であるという点に理解を求めることが重要である。また、大きな変更を伴うため、事前周知を十分に行うことが重要である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

#### (6) 有料化と併せて取り組むべき施策

他市の例でもごみの有料化は減量効果はあるが、一定期間後のリバウンド現象も懸念されるため、減量効果を継続的に維持していくためには次のような施策を併せて実施していくことが有効である。

また、複数種類の指定袋を用意し、容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機づけが働くように配慮する必要がある。

きめ細かな情報提供や環境教育の推進により、ごみの減量・リサイクルの取り組みの定着・拡大を図ることが重要である。

● (分別の徹底)

ごみの減量化・リサイクルを進めるためには今以上に分別の徹底を図っていくことが重要である。現状では、分別の不徹底がかなりみられ、特に「可燃ごみ」への紙ごみの混入が多くみられる。有料化実施にあわせて分別の徹底のための情報提供や、実施後の「可燃ごみ」への資源の混入等に対する指導を徹底するなど、制度が有効に機能するよう努めることが必要である。

● (プラスチックの分別収集・資源化)

現在「可燃ごみ」または「不燃ごみ」として収集・処理されている「プラスチック」については、前審議会の答申を踏まえ、「資源」として分別収集を行うことが望ましい。現在は、中間処理施設の設置に関する市民の合意が得られず実施できない状況にあるが、市はより一層市民の理解を得るための努力を行う必要がある。その上で、「容器包装プラスチック」については早急に、「容器包装以外」のプラスチックについては低コストの資源化技術が確立した後、分別収集・資源化を行うことが望ましい。また「ペットボトル」についても現在拠点回収を実施しているが、早急に分別収集・資源化を行うことが望ましい。

● (資源化)

なお、手数料については、家庭ごみ全体の減量化の観点から、無料とするか、指定袋原価程度の安い有料とすることが望ましい。

● (生ごみの資源化)

家庭ごみの減量のためには生ごみへの取り組みが重要となる。従来から実施してきた各家庭での生ごみ堆肥化を推進するとともに、地域レベルでの取り組みを推進するなどの施策を検討していくことが望ましい。

● (剪定枝の資源化)

剪定枝はリサイクルが可能な「資源」であり、町田市においても「剪定枝資源化センター」に持ち込まれたものは、リサイクル(堆肥の原料化)が行われている。しかし、家庭から集積所に排出された剪定枝については、現状は焼却処分が行われており、今後は資源化センターを拡充し、リサイクルを行うことが望ましい。なお、手数料については、緑化推進の観点から検討することが重要である。

● (事業者による取り組みの促進)

ごみの発生には製品の製造者や販売者も深く関わっているため、排出者の努力のみでは限界がある。有料化を契機としてより一層のごみ減量を推進するためには、排出者(市民)の取り組みに加え、製造者・販売者の取り組みも重要である。

● (取り組みの例)

現在の資源物回収拠点としての「リサイクル推進店制度」を、簡易包装、マイバッグ持参、再生商品販売など幅広い取り組みを行う新たな認定制度に切り換える。

● (商店連合会が実施を計画している取り組み)

ICカードを利用したレジ袋辞退者へのポイント還元、デポジット制の実施等)に対して、PR面などで協力を行う。

● (国等への働きかけ)

ごみ問題に関連する法律が制定、施行されてきているが、その中で制度そのものの様々な問題点も浮き彫りになってきている。市は、市民に最も近い基礎自治体の立場から、よりよい循環型社会形成を目指して、法の見直しを含めた制度改正を国に要望したり、業界団体により一層の取り組みを要望するなど必要な働きかけを行っていくことが望ましい。



ご案内

生ごみ処理器購入費補助金制度

国民年金

学生納付特例制度があります

学校教育法に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の学生(海外の大学は除く)で本人の前年中の所得が一定額以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。

申請は、市役所国民年金課または各市民センターへ学生証または在学証明書と認印をお持ち下さい。

補助額 1万円を上限として、購入金額から消耗品費や消費税を除いた2分の1の額(100円未満切り捨て)

補助金の交付は1世帯1回まで(5年を経過した場合は再申請可)。

申し込み 購入前に所定の申請書(ごみ減量課、市役所市民相談室、各市民センター、市民課駅前連絡所、玉川学園文化センター、木曾山崎センター)にあり(ます)を

必要です。お手早めに申請をお願いします。

家具を取り付け安心の家具転倒防止金具等取付制度事業

家具転倒防止金具等取付制度事業

市では福祉サービスの一環として地震等の災害における高齢者の安全と財産を守るために、

自宅の家具等に金具等を付ける事業を実施しています。利用者

には金具代のみ負担していただき、取付代金は市が負担します。取付は委託業者の専門の工が行います。

対象 65歳以上の高齢者で1人暮らしの



約6割の部屋で家具が転倒、散乱する

797・0530へご提出下さい(郵送可)。

市から交付決定通知書が自宅に届く前に購入された場合、補助の対象になりません。

対象者 市内在住の引き続き5年以上居住予定の方で、処理器を家庭で継続して適正に使用できる

生ごみ堆肥化容器

市では、生ごみを堆肥化する容器を販売しています。見本品はリサイクル文化センター(全種類)

申し込み 八ガキまたはFAXに住所・氏名・電話番号・希望の容器名と個数(2セットまで)を

明記し、ごみ減量課(〒194・0202、下小山田町3160、リサイクル文化センター内、797

0530、FAX 797・5374へ。

高齢者入院見舞金支給制度 5月31日に廃止します

今年度、福祉事業全般について事業の見直しを行った結果、介護予防や介護施設の整備事業にあて

るため、入院見舞金は、平成16年5月31日をもって廃止することになりました。

支給の対象となる方は、平成16年5月31日までに30日以上継続して入院している方です(5月3日以降に入院した場合は対象になりません)。

申請書の受付は平成17年3月31日までです。対象 町田市の老人保健法医療受給者証、高齢受給者証または福

国際版画美術館

〒194・0110 町田警察署

ダンテ「神曲」の旅

煉獄・天国

「神曲」は「地獄篇」「煉獄篇」「天国篇」合わせて100の詩からなる大作です。作者である

イタリアの詩人ダンテ(1265-1321)自身が主人公で、古代ローマの大詩人ウェルギリウスに助けられながら地獄と煉獄を踏破し、天国で待ち受ける憧れの女性ベアトリーチェと再会します。

「神曲」ではこの旅で見聞きした事柄が、比喩ない想像力と磨き上げた言葉によって生き生きと謳い上げられています。

ダンテの描写は非常に具体的に絵画的なため、「神曲」は14世紀の彩飾写本の時代から20世紀にいたるまで、多くの画家たちにイン

講師 比較文学者・平川祐弘氏(いづれも水曜日、全3回)午後1時30分~4時30分

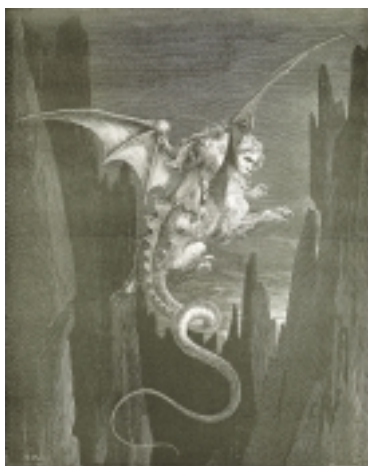
会場 同館版画工房 内容 単色銅版(エッチング技法、アクアチント技法)

日時 4月18日(日)、5月2日(日)、6月6日(日)午後2時から

【同時開催・常設展示室】版画いろいろ+小特集「若林實」鉄の彫刻家を偲んで

日時 5月9日(日)午後1時30分~3時30分(予定)

会場 同館1階講堂(入場無料) 内容 ダンテと美術



ギュスターヴ・ドレ(1832-1883)『地獄篇』より「ゲリュオンの背に乗って降下するダンテとウェルギリウス」1861年初版刊 木口木版

国際版画美術館蔵

就学援助費

市では小・中学校にかかる費用の一部を援助しています。

援助を行うのは学用品費・給食費・校外活動費・修学旅行費などで、援助が受けられる世帯は生

活保護受給世帯 平成15年中の総所得が一定基準額を超えない世帯

などです。

基準額とは、例えば本人・配偶者・子ども2人の4人家族で借家の場合、年間の総所得が約355万円以下、同様の家族構成で持家の場合、年間の総所得が約271万円以下をいいます。ただしこの

所得基準額

Table with 2 columns: 扶養人数, 所得基準額(円)

公民館まつり

公民館を利用するサークル・団体で毎年行っている「公民館まつり」。今年も実行委員会方式で企画・運営し実施します。

その実行委員会を充足させるため、打ち合わせ会を開催します。

公民館まつり

打ち合わせ会

公民館を利用するサークル・団体で毎年行っている「公民館まつり」。今年も実行委員会方式で企画・運営し実施します。

その実行委員会を充足させるため、打ち合わせ会を開催します。

公民館まつり

八千や菓を見つけたら

暖かくなると八千の活動が始まり、軒下や樹木等の雨風をしのげる場所に巣を作ります。初期の段階であれば比較的取りやすいので、日ごろから点検をしておきま

参加を希望する団体・サークルは、必ず1人以上の出席をお願いします。

日時 5月11日(火)午後7時から

八千や菓を見つけたら

暖かくなると八千の活動が始まり、軒下や樹木等の雨風をしのげる場所に巣を作ります。初期の段階であれば比較的取りやすいので、日ごろから点検をしておきま

参加を希望する団体・サークルは、必ず1人以上の出席をお願いします。

日時 5月11日(火)午後7時から

ご案内

金森・鶴間・小川・玉川学園二丁目・四丁目・旭町二丁目・大蔵町の各一部

公共下水道が利用できます

4月22日(木)から、金森・鶴間・小川・玉川学園二丁目・四丁目・旭町二丁目・大蔵町の各一部で公共下水道が利用できるようになります。

今回、利用ができる区域に建物所有している方には、水洗化のパンフレット・指定工事店名簿を配布します。

今回の利用開始に伴い、図面等をご覧(縦覧)いただけます。

縦覧日時 4月13日(火)〜21日(水)午前8時30分〜午後5時(土・日曜日は除く)

縦覧場所 下水道部業務課(成瀬クリーンセンター内)

【切り替え工事について】  
くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造する工事は、指定工事店に依頼して下さい。なお、水洗便所改造資金貸付制度がありますのでご利用下さい。

【水洗化をしなければならない期間】  
くみ取り便所の家庭は3年以内に改造工事を、浄化槽使用の家庭は遅滞なく(1年以内)に切り替え工事をして下さい。

【工事必ず指定工事店で】  
市の指定工事店と偽り、下水道利用(予定)区域内で、宅内の水洗化工事(浄化槽からの切り替え工事を含む)を勧誘する業者がいるようです。市では一定の水準を有する技術者が専属し、市長が指定をした工事店でない水洗化工事ができない指定工事店制度をとっています。工事を申し込む際には、必ず指定工事店かどうか確認して契約するようお願いいたします。

【宅内排水設備の清掃について(注意を)】  
宅内排水設備(汚水管)の清掃についての問い合わせが市に多数寄せられています。多くのケースは、清掃業者が各家庭を訪問し、無料で点検した後、有料で清掃を迫るという内容です。

市では定期的な清掃を各家庭に義務づけていません(市が設置した公共汚水ますは8年に一度程度、市が無料で点検しています)。下水管は汚水(汚物)を流すため一度使用すれば汚れるもので、汚れているからと、急いで清掃する必要はありません。管が詰まっているかいないかは公共汚水ます(道路と宅地の境界付近に設置してあります)を開け、トイレや流しの水を流して見れば比較的簡単に確認できます。万が一詰まってしまった場合は、町田市管工事協同組合(☎722・2583)、お近くの町田市排水設備指定工事店、または町田市下水道部業務課(☎720・1833)へご相談下さい。

ご参加を

催し

かしの木山自然公園 記念講演会

直接会場へおいで下さい。  
日時 4月18日(日)午前11時〜午後0時30分  
会場 同公園「森の家」2階  
内容 「多摩・武蔵野の土地の生い立ち」  
講師 共愛学園女子短期大学名誉教授・羽鳥謙三氏

まちだ市民大学HATS 受講生追加募集

【人間関係学】  
人間関係の多様性を様々な面で見つめ、地域で自分らしい生き方と人との関係のつくり方を探ります。

会場 森野分庁舎  
定員 60人(申し込み順)  
【町田の環境・参加体験講座】  
地域におけるリサイクルや、環境改善への取り組みを実際に体験します。

会場 森野分庁舎ほか  
定員 30人(申し込み順)  
対象 市内在住、在勤、在学の全回出席できる方  
費用 各2000円  
申し込み 電話でまちだ市民大学(☎729・1195)へ。

Table with 3 columns: Date, Content, Speaker/Instructor. Includes topics like 'Orientation', 'Modern Society and Human Relationships', 'Children's Heart and Human Relationships', etc.

Table with 3 columns: Date, Content, Speaker/Instructor. Includes topics like 'Orientation and Self Introduction', 'Investigation of Environment near Kasuga Shrine', etc.

町田市民ホール事業  
休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日)  
受付時間 午前8時30分〜午後5時

綾小路きみまろ 爆笑スーパーライブ  
中高年のアイドル  
テンポのよい毒舌、皮肉、絶妙な語り芸で爆発的な人気の漫談家です。

わらび座ミュージカル 男鹿の於仁丸  
「男鹿半島の潮騒」の中で生まれた鬼伝説が「永遠の愛の物語」となって、今、よみがえる！  
勇気と人間信頼に溢れたミュージカルをお届けします。

ビューティーこくぶ  
出演 綾小路きみまろ、ビューティーこくぶ(ものまね)  
7月16日(金) 午後6時30分開演  
4500円

ビューティーこくぶ  
出演 綾小路きみまろ、ビューティーこくぶ  
7月16日(金) 午後6時30分開演  
4500円

町田市民ホール  
1960年代から70年代にかけて大旋風を巻き起こした4人組スーパーアイドルグループ。前半は音楽&ダンスを取り入れたお芝居、後半はおなじみのヒット曲のオンパレード！お笑いあり、涙あり、感動あり、元気の出るコンサートです。  
7月25日(日) 昼の部 午後2時30分開演 夜の部 午後6時開演 S席6300円 A席5250円 (税込、全席指定)  
【4月16日午前8時30分から電話予約受付開始】

フォーリーブス ミュージックシアター2004  
1960年代から70年代にかけて大旋風を巻き起こした4人組スーパーアイドルグループ。前半は音楽&ダンスを取り入れたお芝居、後半はおなじみのヒット曲のオンパレード！お笑いあり、涙あり、感動あり、元気の出るコンサートです。  
7月25日(日) 昼の部 午後2時30分開演 夜の部 午後6時開演 S席6300円 A席5250円 (税込、全席指定)  
【4月16日午前8時30分から電話予約受付開始】

第4回 まちだ全国バレエコンクール 若いバレエダンサーを育てる  
豊かな才能を秘めた若きバレリーナを数多く発見・発掘し、世界への飛翔を目指します。  
直接会場へおいで下さい。  
4月23日(金) シニア・高校生の部 正午開演  
4月24日(土) 中学生の部 午前9時30分開演  
4月25日(日) 小学生の部 午前10時開演  
入場無料 (全席自由) 席に限りがあります。

施設利用料金改定表  
ホール(舞台・客席)定員853人  
ホール(ロビー)  
練習室  
会議室  
ギャラリー  
ホール・ギャラリー入場料加算率  
施設利用取り消し

町田市民ホール 休館日の変更・施設利用料金の改定のご案内  
本紙4月1日号5面掲載の「町田市民ホール事業」中、「休館日毎週月曜日(祝日のときはその翌日)」「は、休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日)」の誤りでした。  
訂正してお詫びします。  
問い合わせは広報広聴課(☎724・2101)へ。  
【施設利用料金改定】  
4月1日から左表のとおりとなります。

スポーツ

スポーツ課・体育協会事務局 (〒194-0045、南成瀬5-12、総合体育館内、☎724-3440)

スポーツ教室

申し込みは往復八ガキ(1人1枚)に教室名・希望コース・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・市外在住の方は勤務先または学校名とその所在地を明記し、4月18日まで(消印有効)にスポーツ課へ。

【初心者ネオテニス教室】 対象 市内在住、在勤、在学で18歳以上の未経験者

【初心者ソフトバレーボール教室】 対象 市内在住、在勤、在学で18歳以上の未経験者

【初心者太極拳教室】 対象 市内在住、在勤、在学の18歳以上の方

【小・中学生バスケットボール】 会場 サン町田旭体育館

あなたも参加しませんか 第35回 町田市青少年の日スポーツ大会

第35回 町田市青少年の日スポーツ大会

Table with 5 columns: 種目, 期日, 資格・部別・会場, 費用, 申し込み. Rows include ソフトテニス大会, 卓球大会, サッカー大会, 柔道大会, 小学生バレーボール大会.

詳細は大会要項・申込用紙(総合体育館にあります)をご覧ください。バドミントンは4月1日号に掲載しています。

卓球大会

資格 市内在住(市外在住の方別のトーナメント戦) 会場 総合体育館

女子ダブルス卓球大会

町田市近郊 町田市近郊 町田市近郊

空手道オープン選手権大会

町田市空手道連盟会員及び協 資格 市内在住、在勤、在学の方

アーチエリー講習会

町田市近郊 町田市近郊 町田市近郊

力団体会員

町田市近郊 町田市近郊 町田市近郊

情報

町田市福祉サービス協会のお知らせ

【食事サービス試食のご案内】

【やさしい英会話講座】

【カラーコーディネーター2級・3級検定】

【若い鳥郵便はがき】を差し上げます

【青い鳥郵便はがき】を差し上げます

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

町田ボランテニア連絡協議会

市内大学

市内大学

市内大学

市内大学

市内大学

市内大学

市内大学

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

桜美林大学公開講座

自然環境研究会

自然環境研究会

自然環境研究会

自然環境研究会

自然環境研究会

自然環境研究会

自然環境研究会

法政大学

法政大学

法政大学

法政大学

法政大学

法政大学

法政大学

玉川大学

玉川大学

玉川大学

玉川大学

玉川大学

玉川大学

玉川大学

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

シニアの地域デビュー支援講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座

法政大学多摩外国語専修講座



町田ぼたん園 ☎736・447

せん。 ペットを連れての入園はできま

用下さい。 混雑します。なるべくバスをご利用下さい。 駐車場が少ないため休日は大変

町田ぼたん園には、198種類、1200株のぼたんが植栽されています。赤やピンク、紫、白、黄色の豪華な花が、まもなく咲き始めます。

町田ぼたん園 オープン



高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “中町・本町田線” “藤の台・木曽線”

二次救急医療(入院を必要とする救急医療)に毎日24時間対応します。受診する場合は必ず電話でご連絡下さい

国際版画美術館市民展示室(～18日 華琴教室 杜志恵展 問大塚 ☎725・8562 / ～18日 第14回日象城南支部展 問八田 ☎796・4968) 市民ホールギャラリー(～18日 工房一楽作陶展(陶芸作品展) 問工房一楽 ☎725・9587) 高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “函師・桜台線” “バスセンター・境川公社住宅線”

市民ホールギャラリー(～18日 ペアーズポーキルト展 問キルト教室ペアーズポー ☎727・1919) 京王競輪開催(～16日 問東京都十一市競輪事業組合 ☎0424・89・1311) 高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “高ヶ坂・成瀬線” “市役所・森野線”

高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “玉川学園・本町田線”

町田市準夜急患こどもクリニック 毎日実施しています ☎710・0927 受診する場合は必ず電話でご連絡下さい 午後6時から電話をお受けしています 診療時間=午後7時～10時(受付は午後9時30分まで) 問健康課 ☎725・5471

高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “薬師台・木倉・緑山線” “藤の台・木曽線”

救急当番医などのお問い合わせ 医師会テレホンサービス ☎739・0660 医師会ホームページ http://www.machida.tokyo.med.or.jp

高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “中町・本町田線” “小山・相原線”

高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “函師・桜台線” “バスセンター・境川公社住宅線”

町田市フォトサロンから臨時休館のお知らせ 4月19日(月)～23日(金)まで 展示替のため臨時休館します 問町田市フォトサロン ☎736・8281

国際版画美術館市民展示室(～25日 第二回四季彩展 問茂垣 ☎090・3104・4592 / ～25日 レ・ポアン絵画展 問金指 ☎0467・78・8040) 市民ホールギャラリー(～25日 米寿記念個展(水彩画) 問谷島 ☎792・1991 / ～25日 二人の写真展 問鈴木・栗山 ☎090・3594・7517) 江戸川競艇開催(～23日 問東京都六市競艇事業組合 ☎03・3656・0641) 高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」 “玉川学園・本町田線” “藤の台・木曽線”

当番医(午前9時～午後5時) 小阪内科クリニック内小 (金森1793-11 ☎799・3933) 渥美医院内小 (中町3・6・13 ☎722・2185) しあわせ野医院内 (成瀬台2・40・1 ☎739・0477) 上井医院内小 (鶴川3・12・26 ☎735・3957) ちょう内科医院内 (本町田2938・1 ☎729・5341)

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約)

マナーを守って ペットを飼いましょう

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約) 少年相談 子どもの非行・いじめなどについて(9時～4時 市民相談室 事前に八王子少年センターへ電話で予約 ☎0426・42・1677) 不動産相談 不動産取引全般について(1時30分～4時 市民相談室 電話予約制 ☎724・2102) 心の悩みごと相談(10時～3時 社会福祉協議会 電話相談も受け付け ☎722・4265) 労働相談(9時30分～4時30分 八王子労政事務所出張相談 中町第二庁舎2階 電話相談可 ☎726・1394月～金)

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約) 交通事故相談 交通事故に関する様々な問題について(1時30分～4時 市民相談室 電話予約制 ☎724・2102)

テレホンガイド町田市 0120・042786 フリーダイヤル 7:00AM～11:00PM 年中無休 NTTのオペレーターがお答えします

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約) 登記相談 不動産や会社登記など登記全般について(1時30分～4時 市民相談室 電話予約制 ☎724・2102) 母性保健・母乳育児相談(10時～正午、1時～3時 健康福祉会館 助産師による相談 妊娠の計画に関する相談 乳房マッサージ要予約 電話相談も受け付け ☎725・5419) なんでも健康・栄養・歯磨き相談(9時15分～10時30分 1時15分～3時 健康福祉会館 問健康課 ☎725・5178)

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約) 人権身の上相談 人権侵害などの問題について(1時30分～4時 市民相談室 電話予約制 ☎724・2102) 心配ごと相談(10時～3時 セリがや会館 電話相談も受け付け ☎729・5070)

法律相談は電話予約制です 金曜日の午前8時30分から 次週分の予約を受け付けます。 市民相談室 ☎724-2102

当番医(午前9時～午後5時) 田中医院内 (金森1097-1 ☎788・2581) 原町田医院内 (原町田6・28・15 ☎722・2434) 宮本医院内小 (本町田3450-16 ☎722・5001) やもりこどもクリニック小 (真光寺2・37-11 ☎737・3675) 黒沢クリニック内 (上小山田町443-10 ☎797・6600)

電話による女性悩みごと相談 (家庭・人間関係・女性への暴力) ☎721-4842 法律相談有り=要予約 月・火・木・金曜日:午前9時30分～午後4時 水曜日:午後1時～8時(第三水曜日は除く) 問男女平等推進センター ☎723・2908

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約)

法律相談(市民相談室 前週の金曜日に電話で予約) 国税相談 所得税・相続税など国税全般について(1時30分～4時 市民相談室 電話予約制 ☎724・2102) 心の悩みごと相談(13日を参照して下さい。) 痴ほう性老人相談(1時30分～3時30分 町田市福祉サービス協会 電話予約制 ☎728・9067) 労働相談(9時30分～4時30分 八王子労政事務所出張相談 中町第二庁舎2階 電話相談可 ☎726・1394月～金)

救急病院(午前9時～翌朝9時) 内科系 多摩丘陵病院 (☎042・797・1511) 外科系 つくし野外科胃腸科 (☎042・795・5821) おか脳神経外科 (☎042・798・7337) 休日歯科応急診療所=健康福祉会館内 (午前9時～午後5時 受け付けは4時まで、事前に電話で連絡を ☎042・725・5414)

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) 多摩丘陵病院 (下小山田町1491 ☎042・797・1511) 移動図書館車「そよかぜ号」 2時: 笹子第二児童公園 3時10分: 金井関山公園

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) 町谷原病院 (小川1523 ☎042・795・1668) 移動図書館車「そよかぜ号」 10時20分: 小山白山公園 10時30分: 境川団地市場前、高ヶ坂団地 2時: 総合体育館駐車場入口、つくし野セントラルパーク、小山田会館 3時10分: 天神原公園、つくし野藤児童公園、谷戸クラブ

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) 町田市民病院 (旭町2・15・41 ☎042・722・2230) 移動図書館車「そよかぜ号」 10時30分: 成瀬熊ヶ谷戸公園、町田荘 2時: 下三輪妙福寺、三輪第一住宅前、小山市民センター横 3時10分: 鶴川イトーピア、田端広場 3時20分: 鶴川区画整理事務所前

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) つくし野外科胃腸科 (つくし野3・4・8 ☎042・795・5821) 移動図書館車「そよかぜ号」 2時: 野津田袋公園、都営町田中里橋アパート内公園 2時30分: 諏訪神社 3時10分: 小野路公会堂、かしのみ公園 3時30分: 大戸のびっこクラブ

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) あけぼの病院 (中町1・11・11 ☎042・728・1111) 移動図書館車「そよかぜ号」 10時30分: 木曾観音堂、藤和すずかけ台ハイタウン、マイライフ尾根道 2時: 小川せんげん公園、町田リス園駐車場、宝泉寺駐車場 3時10分: 南成瀬中央公園、薬師ヶ丘住宅、小山小前

救急当番医(内科系 午後1時～翌朝8時) 町谷原病院 (小川1523 ☎042・795・1668)

救急病院(午前9時～翌朝9時) 内科系 町田病院 (☎042・789・0502) 外科系 あけぼの病院 (☎042・728・1111) 町谷原病院 (☎042・795・1668) 休日歯科応急診療所=健康福祉会館内 (午前9時～午後5時 受け付けは4時まで、事前に電話で連絡を ☎042・725・5414)

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) 多摩丘陵病院 (下小山田町1491 ☎042・797・1511) 移動図書館車「そよかぜ号」 3時10分: 朝日公園

電話による教育相談 ☎723・7003=教育センター 月～金 9:00～4:30

救急当番医(内科系 午後7時～翌朝8時) 町谷原病院 (小川1523 ☎042・795・1668) 移動図書館車「そよかぜ号」 10時30分: 藤の台バスターミナル横、東玉川学園1丁目児童公園 2時: 成瀬台公園、柄沢公園 3時10分: 美岳公園、成瀬会館、矢部八幡